


柏市監査委員告示第 8 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による行政監査及び同条第 7 項による財政援助団体等監査を執行したので、同条第 9 項の規定による結果の報告を別紙のとおり公表します。

平成 22 年 8 月 31 日

柏市監査委員	吉	井	忠	夫 浩 泉 夫 
柏市監査委員	酒	井	成	
柏市監査委員	上	橋		
柏市監査委員	山	田	保	

財政援助団体等監査

柏市国際交流協会

1 監査を執行した監査委員名

吉 井 忠 夫
酒 井 成 浩
上 橋 泉
山 田 保 夫

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の期間

平成22年5月12日から平成22年8月10日まで

4 監査の対象

監査対象団体	補助金交付額	主管部課
柏市国際交流協会	平成21年度補助金交付額 7,020,000円	企画部 国際交流室

5 監査の方法

平成21年度分で平成22年3月31日までに執行した補助金に関する出納、その他これに関連する事務について、監査対象団体及び主管課から資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を受けて行った。

なお、監査の主な視点を次のとおりとした。

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (4) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (5) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助等対象事業以外に流用されていないか。

6 監査の概要

(1) 監査対象団体の設立目的

柏市国際交流協会は、平成4年6月20日に設立され、国際交流活動を通して、柏市及び柏市民の国際親善の促進と国際理解の増進を図るとともに、地域社会及び市民生活の国際化の推進に寄与することを目的としている。

(2) 組織

柏市国際交流協会役員は、会長1名、副会長2名、会計2名、理事62名、監事2名で構成されている。(柏市国際交流協会規約第5条) また、柏市国際交流協会には名誉会長及び顧問を置くことができるとされ、それぞれ1名ずつ置かれている。

(同規約第9条) 柏市国際交流協会の事務を処理するため、事務局が設けられ、事務局長1名、事務局次長1名及び事務員2名が置かれている。(同規約第10条)

会員は、個人、家族、学生、外国人及び団体・法人により構成され(同規約第4条)、平成22年3月20日現在の会員数は、個人391名、家族40世帯、学生79名、外国人400名、団体・法人74団体、合計984会員である。

(3) 事業の概要

- ア 提携姉妹都市、友好都市等との国際交流活動
- イ 国際交流及び国際理解に関する啓発
- ウ 国際交流に関するボランティア活動の育成
- エ 国際交流に関する情報の収集及び提供
- オ その他目的達成に必要な活動

(4) 補助金の内容

柏市国際交流協会に対し、運営費補助金として、柏市国際交流協会補助金交付要綱に基づき交付している。補助金の額は対象経費の2分の1以内の額とし、限度額は7,020,000円である。

平成21年度は、補助金7,020,000円が交付されている。

なお、補助金交付の対象とする事業及び補助金交付の対象とする経費は、以下のとおりである。

対 象 事 業 等	対 象 経 費
1 一般管理費	左欄に掲げる事業等に要する経費のうち次に掲げる経費 1 旅費 2 消耗品費 3 印刷製本費 4 役務費 5 使用料 6 備品購入費 7 負担金 8 賃金 9 委託費 10 報償費 11 光熱水費
2 広報事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げる経費 1 消耗品費 2 印刷製本費 3 役務費
3 在住外国人支援事業 4 在住外国人交流事業 5 国際理解事業 6 姉妹友好都市等との交流事業	左欄に掲げる事業に要する経費のうち次に掲げる経費 1 報償費 2 旅費 3 消耗品費 4 食糧費（交流に係る経費に限る。） 5 印刷製本費 6 役務費 7 使用料 8 負担金

(5) 国際交流協会の決算状況について

平成 20 年度，21 年度の決算概要は，次のとおりである。

一般会計

(単位：円)

収 入	平成 20 年度	平成 21 年度	支 出	平成 20 年度	平成 21 年度
前年度繰越	2,431,496	2,358,142	役務費	588,391	524,150
			印刷製本費	386,447	604,495
会費	2,408,000	2,408,000	使用料	237,909	229,439
			消耗品費	351,029	193,303
補助金	7,020,000	7,020,000	備品購入費	276,826	924,972
			賃借料	715,000	660,000
寄付金	520,000	840,000	負担金	71,408	67,459
			会議費	1,060,369	362,130
賃貸室料	929,060	809,500	渉外費	0	49,700
			事業共通経費	676,398	425,460
雑収入	220,646	231,087	賃金	2,506,040	2,298,220
			予備費	395,540	228,113
合計	13,529,202	13,666,729	合計	7,265,357	6,567,441

一般会計の収入状況をみると、寄付金は840,000円で前年度に比べて320,000円(前年比161.54%)増加している。支出では備品購入費は924,972円で前年度に比べ648,146円(前年比334.13%)増加している。一方、会議費は362,130円で前年度と比較して698,239円(前年比34.15%)減少している。

事業費

(単位：円)

収入	平成20年度	平成21年度	支出	平成20年度	平成21年度
総務	161,760	150,210	総務	694,161	643,603
広報	0	0	広報	1,114,088	1,149,977
外国語	3,394,500	4,272,814	外国語	2,080,478	2,810,895
日本語	561,000	16,223	日本語	1,287,083	958,433
日本文化交流	45,000	51,400	日本文化交流	126,063	128,014
国際理解	61,300	72,300	国際理解	95,012	113,956
トーランス	2,115,454	266,511	トーランス	3,134,400	770,431
承德	680,280	9,212	承德	1,175,793	63,975
グアム	945,520	833,840	グアム	1,311,100	1,283,935
キャムデン	2,480,230	35,847	キャムデン	3,313,321	627,566
KIRAKIC	30,000	16,800	KIRAKIC	62,909	41,966
学生	83,100	69,840	学生	69,439	88,929
合計	10,558,144	5,794,997	合計	14,463,847	8,681,680
総計	24,087,346	19,461,726	総計	21,729,204	15,249,121

事業費の収入状況をみると、外国語は4,272,814円で前年度に比べて878,314円(前年比125.87%)増加している。トーランスは266,511円で前年度に比べ1,848,943円(前年比12.6%)、承德は9,212円で前年度に比べ671,068円(前年比1.35%)、キャムデンは35,847円で前年度に比べ2,444,383円(前年比1.45%)減少している。支出ではトーランスが770,431円で前年度に比べ2,363,969円(前年比24.58%)、承德が63,975円で前年度に比べ1,111,818円(前年比5.44%)、キャムデンが627,566円で前年度に比べ2,685,755円(前年比18.94%)減少している。

平成21年度は、新型インフルエンザの流行に伴い、姉妹都市トーランス市との青少年派遣等事業、承德市からの青少年受け入れ事

業及び友好都市キャムデン町への青少年派遣事業を中止したことにより、平成21年度の収入支出決算における残額は、4,212,605円と例年に比べ多額の繰越が計上されている。

(6) 柏市国際交流協会の資金取扱いと事業積立金について

柏市国際交流協会では、事務所の確保と安定的運営を目的として柏市国際交流協会資金取扱い要綱を定め、平成16年11月25日に柏市からの引継ぎ資金として3,013,419円、平成18年1月27日に旧沼南町国際交流協会との合併の繰入金851,190円、合計3,864,609円を積み立てている。また、周年事業や新規事業に対応するため、柏市国際交流協会事業積立金要綱を定め、平成19年1月16日に平成18年度支出予算・繰出金として1,000,000円、平成20年1月17日に平成19年度支出予算・繰出金として1,500,000円、合計2,500,000円を積み立てている。

7 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正と認められた。

なお、次の事項について留意されたい。

[国際交流室]

- (1) 柏市国際交流協会の収支決算において、毎年恒常的に200万円以上の繰越金が発生していることから、補助金額の見直しを検討されたい。
- (2) 補助金の交付決定後に補助対象事業が中止又は変更された場合は、柏市補助金等交付規則第4条第1項第3号及び第8条第1項の規定に則り適正に処理されたい。

[柏市国際交流協会]

柏市国際交流協会は、柏市国際交流協会資金3,864,609円、柏市国際交流協会事業積立金2,500,000円の積み立てを行っている。これらの積立金については、柏市国際交流協会資金取扱い要綱及び柏市国際交流協会事業積立金要綱の見直しを検討し、積立原資の明確化を図られたい。